

平成31年度 部活動に係る活動方針

武雄市立武雄北中学校

1. 部活動の目的（ねらい）

- (1) 「知」：自己の特技を生かし、学問との両立を図りながら、様々な知識や技能を身につけ個性を伸ばす。
- (2) 「徳」：礼儀を重んじ、他との協力・共同の精神を養い、豊かな人間性を培う。
- (3) 「体」：体力の向上と健康の保持増進を図る。

2. 設置部活動（平成31年度現在）

- ・軟式野球部（男女）
- ・陸上競技部（男女）
- ・ソフトテニス部（男女）
- ・剣道部（男女）
- ・バレーボール部（女子）
- ・卓球部（男女）

3. 実施計画

○活動時間

- ・平日の活動時間は帰りの会終了後から下記表の時間までとする。
- ・部活動終了後、下校時刻を厳守させること。

月・日	部活動終了時刻	下校完了時刻
4月 1日 ～ 5月15日	18:15	18:30
5月16日 ～ 7月31日	18:35	18:50
9月 1日 ～ 9月15日	18:15	18:30
9月16日 ～ 10月15日	17:45	18:00
10月16日 ～ 11月15日	17:25	17:40
11月16日 ～ 1月15日	16:55	17:10
1月16日 ～ 2月14日	17:25	17:40
2月15日 ～ 2月28日	17:35	17:50
3月 1日 ～ 3月15日	18:00	18:15
3月16日 ～ 3月31日	18:15	18:30

※土曜、日曜、祝祭日、長期休業中の活動時間は顧問の裁量で行う。ただし、下校完了時刻を17:00と定める。

※学期中の平日では2時間程度、学期中の週末等および長期休業中は3時間程度が望ましい。各部活動の特性、季節の日没時刻の変化等を踏まえ、週単位で活動時間を割り振るなどの対応も可とする。

○休養日

①休養日は、平日1日、土日のいずれか1日、または1日以上とする。

※大会等で土日のいずれかを休養日にできなかった場合は、平日を休養日にあてることができる。（ひと月に8日間の休養日を奨励）

②長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。

③武雄市共通の休養日として、下記の日を休養日とする。

- ・毎月第3日曜日（県下一斉部活動停止日）
- ・学校閉庁日（8月中旬の3日間、年末年始の6日間）
- ・武雄市キッズウィークの初日（あるいは最終日）

これら③の休養日は、①の休養日に充てることができる。

○早朝活動

- ・早朝の活動については、顧問の裁量で行う。
- ・必ず顧問が臨場し、正規の授業に支障がないようにする。
- ・時間等については「季節」に伴う十分な配慮をする。

○大会等の参加

大会等の参加にあたっては生徒の身体的、精神的負担が著しくならないよう、また、正規の授業や特別活動に影響がないように配慮をする。県大会規模の大会等の参加においては年4回程度とする。

○部活動の中止・停止について

(1) 定期テスト前は、特定の期間「部活動中止」とする。

- ① 中間テストの3日前から（1年生は、1学期の中間テストは5日前から）
- ② 期末テストの5日前から

(2) 原則として、定期テスト期間中の部活動は中止である。ただし、^{*}大会が定期テスト期間中と重なる場合は、顧問の判断で活動を行うことを認める。その際、「定期テスト期間練習届」を提出し、受理された場合のみ、放課後1時間の練習を行うことを認める。その際、保護者に対し連絡をした上で、家庭学習に支障のないように配慮する。

※ここでいう「大会」とは中体連主催の大会、または、九州大会・全国大会等、上位の大会につながる大会のことをいう。

4. 部活動運営上の確認事項および申し合わせ事項

○規範意識

次のことに違反した者がいた場合は、顧問会議を開き、個人または部全体の活動を一時停止するか、または大会への参加を認めないことがある。

- ① 下校時間を守れなかったとき。
- ② 身なりが著しく悪く、指導後も改善がなされないとき。
- ③ 後片付け、戸締り、清掃等がうまくされていないとき。
- ④ 更衣室等の使用が悪いとき。（個人の用具の整理がなされていない等。）
- ⑤ 顧問（外部指導者）の指導に従わなかったとき。
- ⑥ 生徒指導上問題となるような言動があったとき。
- ⑦ 著しく成績が下がったとき。

○対外試合等について

- (1) 練習試合や大会への参加は、顧問（または副顧問）が引率して行う。
- (2) 練習試合や大会への参加費用は各家庭の個人負担とする。
- (3) 問題行動等、中学生らしくない行動をとった場合は、全職員で話し合いをし、学校長の判断で対外試合の辞退もあり得る。

○指導者に関すること

- (1) 部活動の指導は、原則として本校職員であたり、学校長が委嘱する。
- (2) 外部指導者については、部活動顧問が推薦し、学校長が委嘱する。

※教育的に著しく配慮が欠けていたり、指導者としてふさわしくない言動があった場合は、校長の権限において罷免・更迭することができる。

○服装に関すること

生徒心得の服装に準じ、体操服、各部活動のユニフォームにて活動する。

登下校についても同様とする。

活動中、登下校中の服装の乱れ等にも十分注意する。

○入部・退部について

入部については、「入部誓約書」を提出させる（全学年4月中）。

退部するときも「退部届」を必ず提出させる。なお、一度入部させた以上は、卒業するまで責任を持って指導にあたる覚悟で臨む。

○申し合わせ事項

- (1) 学校行事等の取り組み（学級活動・生徒会活動）を優先的に行う。
- (2) 担任は帰りの会終了後、すみやかに部活動へ参加するように生徒を指導する。
- (3) 部活動終了後は下校時刻の厳守を徹底し、顧問は担当の部活動だけでなく、他の生徒へも下校指導をする。
- (4) 休日（土・日、祝祭日）の場合は、顧問の臨場ができないときは活動しない。
- (5) 大会、練習時における移動については、交通ルールを遵守させる。
事件・事故等には十分注意するよう指導し、周知徹底を図る。
- (6) 原則として三年間転部・退部は認めない。ただし、やむを得ない事情、一年間努力をしてみたが、その部に所属できない場合は、本人と保護者、顧問、担任で十分に協議した上で決定する。
- (7) 大会等を含むすべての活動において、髪の色脱色、眉そりをした者の出場は認められていない。また、ピアスなどの装飾品の着用はできない。
顧問、生徒指導、担任で改善を促しても、指導に従わない場合には協議の上、大会参加を見合わせる。
- (8) その他の問題が発生した場合は、直ちに顧問会議を開き、学校長の判断の下で対応する。

5. 運動部活動の^{*}新入部員募集停止について

- (1) 運動部活動の適正な運営を図るために、入部者が以下に示す人数に2年連続で満たなかった場合、次の年度からその部活動の新入部員の募集は行わないこととする。
 - ・軟式野球部（男女）・・・5名
 - ・陸上競技部（男女）・・・3名
 - ・剣道部（男女）・・・3名
 - ・卓球部（男女）・・・3名
 - ・バレーボール部（女子）・・・3名

- (2) 募集停止になった場合、最後に募集をした学年の最後の大会終了をもって廃部とする。

※ここでいう新入部員とは、新1年生のことをいい、4月中の入部が上記の人数に満たない場合に適用される。（2、3年生の転部や、年度途中の入部は含めない。）

この規定は、平成23年7月より施行する。

平成25年4月1日一部改正

平成29年4月28日一部改正

平成31年4月2日一部改正